



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
2月16日
第487号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
保安林の指定施業要件の変更(森林保全課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課).....	2
土地収用法に基づく事業の認定(監理課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	3
電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項に基づく道路の指定(道路保全課).....	4
河川法に基づく工作物の保管(流域政策局).....	4

○ 公 告

国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課).....	5
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	5
公共測量実施公告(監理課).....	6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課).....	6
建築士免許取消し公告(建築課).....	6

○ 人 事 委 員 会 公 告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(社会福祉・農業・林業・建築・ 電気(電気工学)・機械・総合土木)一合格者公告.....	7
令和5年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)合格者公告.....	7

○ 病 院 事 業 庁 告 示

入札参加者に必要な資格等.....	7
-------------------	---

○ 雑 報

一般競争入札の公告.....	8
----------------	---

○ 正 誤

令和4年10月7日付け第349号環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告中.....	10
令和4年10月11日付け第350号環境影響評価方法書の縦覧公告中.....	10
令和5年6月15日付け号外(i)環境影響評価準備書の縦覧公告中.....	10
令和5年6月15日付け号外(i)環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告中.....	10
令和5年8月18日付け第437号環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公 告中.....	10
令和5年8月18日付け第437号環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告中.....	10
令和6年1月30日付け第482号環境影響評価書の縦覧公告中.....	11

告 示

滋賀県告示第48号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 保安林予定森林の所在場所 大津市石山外畑町字大平167-1、175-1、175-3

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第49号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
香をり訪問看護ステーション	大津市大江四丁目16番11号	訪問看護	—	令和6.1.1
訪問看護ステーションひろし	守山市吉身二丁目9番34号	訪問看護	—	令和6.2.1

滋賀県告示第51号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 起業者の名称 東近江市
- 2 事業の種類 八日市西小学校および八日市西こどもの家駐車場整備事業
- 3 起業地
- (1) 収用の部分 東近江市柏木町字老池地内
- (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
- (1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について 申請に係る八日市西小学校および八日市西こどもの家駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、東近江市が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条

に規定する学校である八日市西小学校および社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設である八日市西こどもの家の駐車場を新たに整備するものである。

したがって、本件事業は、法第3条第21号および第23号に関する事業に該当すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である東近江市は、本件事業の施行に関して必要な事業費を令和5年度予算として計上している。

したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 八日市西小学校(以下「本校」という。)および八日市西こどもの家の周囲は田地が広がっており、教職員および学童指導員の通勤時や、学童送迎で来校する保護者もほとんどが自動車を利用しているものの、本校敷地内駐車スペースの利用が出来ない教職員、学童指導員および学童送迎で来校する保護者が学校北側の市道にやむを得ず駐車している状況であり、教職員のみならず学童利用時の児童や保護者との事故が懸念されることから、安全面確保のためには新たな駐車場の整備は急務である。

本件事業により、教職員、学童指導員および学童送迎で来校された保護者も道路上ではなく駐車場を利用することが可能となり、教職員や学童利用者が安心して学校生活を送ることが可能となる。

以上のことから、本件事業は、第2次東近江市総合計画における多様化、困難化する教育課題に適切に対応するものであり、児童生徒の教育環境を整え、児童や保護者の安全確保をすることで、教職員の負担軽減および環境向上に繋がるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)または滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)等による環境影響評価の対象事業ではないため、環境影響を総合的に評価する詳細な調査は実施していないが、現地視認および文献調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により東近江市が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業用地は文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、本校に隣接する候補地を3箇所選定し、土地の利用規制、形状、周辺環境および支障物件の有無など、社会的、技術的および経済的な面から総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 (3)アで述べたとおり、本校敷地内駐車スペースの利用が出来ない教職員、学童指導員および学童送迎で来校する保護者が学校北側の市道にやむを得ず駐車している状況であり、教職員のみならず学童利用時の児童や保護者との事故が懸念されることから、安全面確保のためには新たな駐車場の整備は急務であることから、できるだけ早い時期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- (5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 東近江市教育委員会事務局教育総務課

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年2月16日から令和6年3月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	303号	高島市今津町下弘部字野田247番4地先から	変更後	最小 13.8m } 最大 15.0m	113.8m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		高島市今津町下弘部字野田295番2地先まで	変更前	最小 9.8m } 最大 10.4m		

滋賀県告示第53号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

この関係図面は、令和6年2月16日から令和6年3月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
県道	彦根城線	彦根市古沢町字裏田661番2地先から彦根市船町56番5地先まで	上下線	L=199.4m

滋賀県告示第54号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第4項の規定に基づき工作物(動産)を保管したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 保管した工作物(動産)の名称等

保管した工作物(動産)			保管した工作物(動産)の放置されていた場所	除去した日	保管を始めた時	保管の場所
名称または種類	形状	数量				
冷蔵庫	0.6m×0.6m×1.77m	1台	大津市際川一丁目字下段子田地先際川河川敷	令和6.1.22 9時	令和6.1.22 10時	大津市松本一丁目2番1号
冷蔵庫	0.5m×0.45m×1.3m	1台	大津市際川一丁目字下段子田地先際川河川敷	令和6.1.22 9時	令和6.1.22 10時	大津市松本一丁目2番1号
冷蔵庫	0.5m×0.5m×0.88m	1台	大津市際川一丁目字下段子田地先際川河川敷	令和6.1.22 9時	令和6.1.22 10時	大津市松本一丁目2番1号
テレビ	ソニー製20型	1台	大津市際川一丁目字下段子田地先際川河川敷	令和6.1.22 9時	令和6.1.22 10時	大津市松本一丁目2番1号

- 2 保管した工作物(動産)の返還に係る事項 保管した工作物(動産)について返還を求める場合は、令和6年7月22日までに滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室または滋賀県大津土木事務所に申し出なければならない。
大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室 電話番号 077-528-4150
大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津土木事務所管理調整課 電話番号 077-524-2813

公 告

国土調査の成果の認証公告

米原市長沢3地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 米原市
- 2 調査を行った時期 令和3年10月から令和5年2月まで
- 3 成果の名称 米原市長沢3地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 米原市長沢3地区
- 5 認証年月日 令和6年2月6日

国土調査の成果の認証公告

犬上郡豊郷町大字吉田の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 犬上郡豊郷町
- 2 調査を行った時期 令和3年8月から令和5年2月まで
- 3 成果の名称 犬上郡豊郷町大字吉田の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 犬上郡豊郷町大字吉田の一部
- 5 認証年月日 令和6年2月6日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン湖南 湖南市岩根4580番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 代表取締役 矢野博文ほか15者
 - (2) 変更後 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 代表取締役 矢野靖二ほか13者
- 3 変更年月日 令和2年5月30日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため
- 5 届出年月日 令和6年1月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
湖南市環境経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 令和6年2月16日から令和6年6月17日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年6月17日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 大津びわこ競輪場跡地商業施設 大津市二本松字立原48番1ほか11筆
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - 変更前 フジパNSTアー株式会社 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50 代表取締役 高山昭一ほか20者
 - 変更後 フジパNSTアー株式会社 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50 代表取締役 川端賢二ほか21者
- 変更年月日 令和3年7月16日ほか
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため
- 届出年月日 令和6年1月23日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - 縦覧期間 令和6年2月16日から令和6年6月17日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和6年6月17日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 草津市笠山七丁目
- 作業の期間 令和5年11月20日から令和6年2月19日まで

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字小口1138番地4リクソーレⅡ202号 北村翔太	蒲生郡竜王町大字西川字中筋1389番1	256.86㎡	令和6.2.8	6577

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和6年2月7日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 岡本正明
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第5312号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

人事委員会公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(社会福祉・農業・林業・建築・電気(電気工学)・機械・総合土木)一合格者公告

令和6年2月15日に決定した令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(社会福祉・農業・林業・建築・電気(電気工学)・機械・総合土木)一の合格者受験番号は、次のとおりです。

令和6年2月16日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

[社会福祉]

6503、6504、6505、6506、6509(以上5人)

[農業]

1501、1503、1504、1511、1512(以上5人)

[林業]

2002、2003(以上2人)

[建築]

4002、4003(以上2人)

[電気(電気工学)]

4503(以上1人)

[機械]

6001(以上1人)

[総合土木]

7002、7005(以上2人)

令和5年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)合格者公告

令和6年2月15日に決定した令和5年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)の合格者受験番号は、次のとおりです。

令和6年2月16日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

2、5、9、12、15、16、17(以上7人)

病院事業庁告示

滋賀県病院事業庁告示第1号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他病院事業庁長が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和6年2月16日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

- 1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供
- 2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

ウ 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

エ 消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

オ 法人にあっては財務諸表、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

キ 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあつては、営業所(または営業部署)情報登録表

ク 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあつては、その委任状

ケ 役員等に関する調書

コ 希望営業種目選択表

サ 環境認証・その他の事項に関する調書

シ 社会保険等加入状況報告書

ス その他資格審査に当たって病院事業庁長が特に必要と認めるもの

(2) 配布時期 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(滋賀県の休日を守る条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

3 申請書類の受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(休日を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。なお、郵送による受付は行わない。

4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299

5 申請書類の送付方法 受付場所への持参

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者

8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 売上高

(2) 経営規模

ア 自己資本

イ 従業員数

(3) 経営状況

ア 流動比率

イ 営業年数

9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。

10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日が令和6年4月1日から令和6年9月30日までの日のときは有効期間を令和6年9月30日までとし、資格を有すると認めた日が令和6年10月1日から令和7年3月31日までの日のときは有効期間を令和8年9月30日までとする。

雑

報

一般競争入札の公告

令和6年度滋賀県立図書館納入図書調達契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年2月16日

滋賀県立図書館長 村田 恵 美

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品および数量 令和6年度滋賀県立図書館納入図書 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までのうち当館が指定する期日
- (4) 納入場所 滋賀県立図書館

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査申請書類等の提出の要否 不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県立図書館 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077-548-9691

※ 問合せは休館日を除く。休館日：2月19日(月)、20日(火)、26日(月)、27日(火)、3月4日(月)、5日(火)、11日(月)、12日(火)、18日(月)、19日(火)、21日(木)、25日(月)、26日(火)

- (2) 契約条項等を示す期間 令和6年2月16日(金)から令和6年3月26日(火)までの10時から17時まで
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「入札関連情報」の「物品・委託入札等情報」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

※ 直接交付は休館日を除く。休館日：2月19日(月)、20日(火)、26日(月)、27日(火)、3月4日(月)、5日(火)、11日(月)、12日(火)、18日(月)、19日(火)、21日(木)、25日(月)、26日(火)

- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期限 令和6年3月26日(火)16時
- (6) 入札書の提出場所および提出方法 入札説明書による紙の入札書(別紙様式1)を、(1)に示す場所に、(5)の入札書提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、入札書の封緘方法および入札書に記載する日付は入札説明書による。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに必着させなければならない。

- (7) 開札の日時および場所 令和6年3月27日(水)14時 滋賀県立図書館 地下1階大会議室

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者は、購入を予定する書籍の本体価格(消費税および地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。)からの割引率をもって決定する。入札参加者は、本体価格からの割引率を記載すること。なお、割引率はパーセンテージで小数点以下第1位まで、「〇〇.〇%」のように記載すること。
- (3) 落札者となるべき同割引率入札者が2人以上ある場合には、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同割引率入札をした者はくじを辞退することはできない。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次にいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、有効

な入札書を提出したもののうち、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格書における予定割引率以上の率で、購入を予定する書籍の本体価格からの割引率が最も高いものをもって、落札者とする。

10 支払条件 毎月の納入実績に基づき毎月払いとする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を支払い金額とする。)前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県立図書館から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。
なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。
- (3) 開札の結果、予定割引率以上の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は特段の事情がない限り、落札決定後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) 開札日においてこの調達に係る予算が成立していない場合には入札を中止する場合がある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : New books for Shiga Prefectural Library : 1 set
- (2) Deadline for tender : 16 : 00 Tuesday 26 March 2024
- (3) For further information, contact : Shiga Prefectural Library, 1740-1 Setaminamiogaya-cho, Otsu-shi, Shiga 520-2122 Japan TEL 077-548-9691

正 誤

令和4年10月7日付け第349号環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告中

ページ	行	誤	正
8	下から1	守山市浮気町300番地24他(住居表示)	守山市浮気町300番地14他(住居表示)

令和4年10月11日付け第350号環境影響評価方法書の縦覧公告中

ページ	行	誤	正
6	上から7	守山市浮気町300番地24他(住居表示)	守山市浮気町300番地14他(住居表示)

令和5年6月15日付け号外(1)環境影響評価準備書の縦覧公告中

ページ	行	誤	正
1	下から7	守山市浮気町300番地24他(住居表示)	守山市浮気町300番地14他(住居表示)

令和5年6月15日付け号外(1)環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告中

ページ	行	誤	正
2	下から12	守山市浮気町300番地24他(住居表示)	守山市浮気町300番地14他(住居表示)

令和5年8月18日付け第437号環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公告中

ページ	行	誤	正
3	下から11	守山市浮気町300番地24他(住居表示)	守山市浮気町300番地14他(住居表示)

令和5年8月18日付け第437号環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告中

ページ	行	誤	正

4	上から14	守山市浮気町300番地24他(住居表示)	守山市浮気町300番地14他(住居表示)
---	-------	----------------------	----------------------

令和6年1月30日付け第482号環境影響評価書の縦覧公告中

ページ	行	誤	正
5	下から14	守山市浮気町300番地24他(住居表示)	守山市浮気町300番地14他(住居表示)

